

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 108
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

「ベースアップ評価料」令和6年度届出医療機関 8月報告で「賃金改善実績報告書」必要です

【概要】

前年度にベースアップ評価料を届け出ている医療機関は、前年度分の「賃金改善実績報告書」を作成して、**8月31日までに**、厚生局に届け出る必要があります。

※令和7年3月以降に届出を行い、令和7年4月からベースアップ評価料の算定を開始した医療機関は、令和6年度分の「賃金改善実績報告書」を作成・提出する必要はありません。

算定開始時に提出した計画書と実績報告書の内容が異なっても問題はありません

【届出様式】

厚労省 ベースアップ評価料特設ページから →
届出様式や入力のための資料がダウンロードできます。
Excelファイルに入力し、メールで提出します。



【提出方法】

基本情報を入力する際に、医療機関が所在する都道府県を選択すると、提出先となる厚生局のメールアドレスが欄外に表示されますので、このメールアドレスにメールで提出します。

- ・メール提出時、メールに添付するExcelファイルのファイル名に医療機関コードを記入します。
- ・メール本文にも、医療機関名や連絡先を記載します。
- ・メールアドレスを持っていないなど、やむを得ない場合は、書面で提出します。

【ベースアップ評価料に関する疑義解釈 令和7年3月31日付】

問9 令和6年4月から令和7年3月までの間にベースアップ評価料を算定した医療機関等が、同期間内に ベースアップ評価料の届出の取り下げを行った場合においても、令和7年8月に「賃金改善実績報告書」を提出する必要があるか。

(答) 必要。

問13 実際に行った賃金改善が届出に作成した「賃金改善計画書」の記載内容と異なっている場合、「賃金改善計画書」の内容と8月に提出する「賃金改善実績報告書」の内容が異なっても問題ないか。

(答) 実際に行った賃金改善実績が「賃金改善実績報告書」に記載されていれば問題ない。また、「賃金改善実績報告書」の記載にあたり、必要に応じて、届出時点の「賃金改善計画書」を修正しても構わない。